

# 日本外交文書

大正七年 第三冊

外務省

## 序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となつた。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたつて展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

外務大臣官房国際資料部調査課長

## 例 言

- 一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。
- 二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。
  - (一) 一般事項
  - (二) 对中国関係事項
  - (三) 主として欧洲大戦関係、ワシントン会議関係の各事項
- 三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。
- 四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当つて原書の改変、削除、簡略化等は行われていない。

但し、使用漢字については、特別の場合を除いては当用漢字の新字体を用いて差支えないこととした。

- 五、大正七年の本書は同年中に展開された欧洲大戦関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また中国関係の文書は専ら第二冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

## 目次

- 一 山東省占領地施政一件……………一
- 二 山東省ニ於ケル通信業務細則交渉一件……………三五
- 三 連合国ノ日本ニ対スル軍事的協力要望ノ件……………五九
- 四 露国ニ対スル兵器軍需品供給關係一件……………六六
- 五 英国皇族アーサー、オヴ、コンノート親王殿下訪日一件……………七三
- 六 東伏見宮依仁親王殿下英国及他連合国往訪一件……………七五
- 七 欧洲戦争ニ中国引入關係一件……………七九  
    (中国参戰条件ノ実施關係)
- 八 中国ノ欧洲出兵問題ニ關スル件……………八七
- 九 独国ノ日墨兩國ニ対スル陰謀關係一件……………九三
- 一〇 対シベリア兵器彈藥供給一件……………一〇六

- 一一 シベリア經濟援助一件……………三〇九
- 一二 シベリア及東支兩鐵道管理ニ関スル交渉一件……………三二五
- 一三 國際常設經濟委員會一件……………三四〇
- 一四 列国ノ和平工作一件……………三四五
- 一五 連合国ノ独逸洪勃土各国トノ休戰条約締結ノ件……………三四〇
- 一六 パリ講和會議準備一件……………三六六
- 一七 國際聯盟創設ニ関スル件……………三六〇

附録 日本外交文書大正七年第三冊日附索引

事項一 山東省占領地施政一件

一 一月十二日 本野外務大臣ヨリ  
在本邦中国公使宛

山東省日本軍占領地ノ軍政ヲ民政ニ切替ニ関  
スル中国ノ抗議ニ対シ回答ノ件

附記一 大正六年九月三十日内閣発表青島守備軍  
民政部ノ設置ニ関スル件

二 大正六年十月六日附在濟南林領事ヨリ本  
野外務大臣宛宛機密第五七号  
山東省民政施行ニ関スル新聞評論報告ノ  
件

三 大正六年十月十五日在本邦中国公使ヨリ  
日本外務省宛宛書坊子濟南ニ日本軍ガ民  
政官ヲ置クコトニ抗議ノ件

支那公使閣下ハ日本カ山東省坊子及濟南ニ民政署ヲ設置シ  
タル旨ノ新聞紙記事ニ関シ十月十五日覚書ヲ以テ支那政府  
ノ所見ヲ声明セラレタリ

帝國政府ハ本件支那政府ノ声明カ不正確ナル推斷及報道ニ  
基ク所アルヲ信シ茲ニ率直ニ其ノ事実ノ真相ヲ敍セムトス

一 山東省占領地施政一件 一

曩ニ帝國軍出征シテ独逸軍ヲ山東省ヨリ驅攘シ独逸軍カ軍  
事行動ノ目的ノ為ニ占拠シタル地域ヲ攻略セルヤ直ニ新占  
領地一般ニ軍政ヲ布キ青島守備軍司令官ヲシテ之ヲ統理セ  
シメタリ爾來幾閱年占領地域内ノ秩序モ今ヤ漸ク確保セラ  
ルルニ至リタルニ顧ミ帝國政府ハ此次軍政ヲ撤シテ民政ヲ  
布キ從來武官ノ執行シタル行政ヲ文官ノ管掌ニ移スノ妥當  
ナルヲ認メ青島守備軍司令部ノ組織ヲ變更シ軍司令官ノ下  
ニ民政長官ヲ置キ占領地行政ノ任ニ當ラシムルノ制ヲ設ケ  
タリ畢竟是レ行政ノ作用ヲ緩和シ蔽ヲ去リテ寬ニ就カムト  
スルノ意ニ外ナラス

支那政府ハ坊子カ支那内地ニ係ルノ故ヲ以テ同地ニ於ケル  
民政署ノ設置ヲ不當ト断定セラレタリト雖今回民政署ノ設  
置セラレタル地点ハ膠濟鐵道用地内ニ在リ同鐵道ノ線路及  
用地カ日独開戰ノ当初独逸軍ノ占拠スル所トナリ其ノ軍事  
行動ノ目的ニ供セラレタルノ事実ハ茲ニ絮説スルヲ要セス  
爾後独逸軍ノ撤退ト共ニ該地域ハ帝國軍ノ占領ニ歸スルニ

一